

情報通信審議会 情報通信技術分科会 ITU 部会
地上業務委員会（第 68 回） 議事概要（案）

1 日 時

令和 4 年 3 月 22 日（火） 10:03～10:53

2 場 所

Web会議

3 出 席 者（敬称略、順不同）

[委員・専門委員]

三瓶 政一（主査：大阪大学）、小川 博世（主査代理；情報通信研究機構）、足立 朋子（東芝）、飯塚 留美（マルチメディア振興センター）、内田 信行（楽天モバイル）、上村 治（ソフトバンク）、小西 聡（KDDI）、齋藤 一賢（日本電信電話）、斉藤 佳子（パナソニック）、阪田 史郎（東京大学）、田北 順二（全国船舶無線協会）、西岡 誠治（電波産業会）、橋本 明（NTTドコモ）、増田 浩代（富士通）

[関係者]

宮寺 好男（日本無線）、新 博行（NTTドコモ）、今田 諭志（KDDI）

[事務局]

総務省移動通信課新世代移動通信システム推進室 井出室長、田中課長補佐、丸橋係長、杉山官

総務省基幹・衛星移動通信課 戸田電波利用分析官、川津原係長、福田官、伊敷官

4 配 付 資 料

資料地-68-1	第67回地上業務委員会議事概要（案）
資料地-68-2	ITU-R SG 5関連会合報告書（案）
資料地-68-3	ITU-R SG 5関連会合への日本寄与文書（案）一覧
資料地-68-4	ITU-R SG 5関連会合の対処方針（案）
参考資料1	ITU-R SG 5 WP 5B第28回会合の開催案内
参考資料2	ITU-R SG 5 WP 5D中間会合の開催案内
参考資料3	ITU-R SG 5関連会合の日本代表団一覧
参考資料4	地上業務委員会構成員名簿

5 議 事 概 要

（1） 地上業務委員会（第 67 回）議事概要について

【資料地－68－1】

地上業務委員会（第67回）の議事概要について、事務局から説明があり、意見等がある場合は、本日3月22日（火）までに事務局に連絡することとされた。

(2) ITU-R SG 5 WP 5B 第27回会合及びWP 5D 第40回会合の報告について

【資料地－68－2】

ITU-R SG 5 WP 5B第27回会合及びWP 5D第39回会合の報告について、資料地－68－2－1及び資料地－68－2－2を基に、それぞれ事務局から行われた。

(3) ITU-R SG 5 WP 5B 第28回会合及びWP 5D 中間会合への日本寄与文書案について

【資料地－68－3】

ITU-R SG 5 WP 5B第28回会合及びWP 5D中間会合への日本寄与文書案について、計5件あり、WP 5B会合については資料地－68－3－1から資料地－68－3－3までの3件、WP 5D会合については資料地－68－3－4及び地－68－3－5の2件であることの説明が事務局からあった。

【資料地－68－3－1】

「WP 7Bへのリエゾン文書案に関する提案（WP 3K, 3M, 4A, 5A, 5C, 7C及び7Dへコピー）」について、総務省の福田官から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： （寄与文書の）要旨に「SRSが優先されることは無線通信規則の原則に反すること」と書かれているが、WRC-23議題1.13というのは、この無線通信規則の原則の変更、例えばともに一次（業務）にするなど、そういうことを含めて可能かどうかを問う議題ではないか。

福田官： 現状はSRSが二次業務となっているため、一次業務であるヘリテレの保護を訴えることが無線通信規則の原則となっている。

三瓶主査： 無線通信規則自体を変えろという方向性を持って行くという考え方はないのか。それとも、無線通信規則を変えることはできないので、無理であると回答しているのか。

福田官： ヘリテレ業務の保護を訴えるため、日本国内でヘリテレ業務が優先されるように進めているものである。今後の国内調整やWP 7Bでの議論の中で、SRSを一次業務に引き上げることが可能か検討していくこととなる。

三瓶主査： 了。

【資料地－68－3－2】

「WRC-23議題1.11のCPMテキスト案へ向けた作業文書の修正提案」について、日本無線の宮寺氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： 最大送信電力の規定に加えて、e. i. r. p. (等価等方輻射電力) の設定も (提案する) という話に聞こえたが、詳しく説明願いたい。

宮寺氏： 規定しているのは、最大空中線電力のみ。そのため、HF帯を使用するNAVDATシステムについて、〇〇 MHz帯は5 kWにするなどという提案をしている。この値は、既に関係する勧告で規定されている、又は改訂しようとしている値をRRに記載するように提案している。

三瓶主査： 了。

【資料地-68-3-3】

「ITU-R改訂勧告草案M.541-10へ向けた作業文書の修正提案」について、日本無線の宮寺氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

足立構成員： (寄与文書の) 英文のp.3の” General” の第一段落のところに、” MF and HF are - with some additions” と” are” の後にハイフンが入っており違和感を覚えたが、これはどのような意図での文章であるか教えてもらいたい。

宮寺氏： これは既にどこかが提案して定められた文章である。補足の意味で記載されているとは思いますが、分かりにくいいため、日本の修正の提案としてではなく、WP 5Bの会合の場で何らかの対応をさせてもらえればと思う。

足立構成員： 了。

【資料地-68-3-4】

「Spectrum Aspects and WRC-23 Preparation WG会合における無線通信規則第21.5条に関する検討の作業方法の提案」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： 今説明のあったように今回の会合は短いので、時間的關係からすぐに完全なものではないであろうということで、作業の方向性を提案されていると理解した。現在の作業文書は、変更履歴が多くあり、何を言いたいのかよく分からないところがあるので、とりあえず今回は、提案の最初の項目にある「変更履歴を除くこと」が中心となる考えなのか。私は作業文書の構成自体がよくないと思っている。というのは、CPMテキストの場合は、エッセンスやアブストラクトを最初の節に書いて、検討の詳しい内容を次の節にそれぞれ書く。構成自体を何もかも一つの節に入れていることを見直

すことはできないのかと思うが、如何か。

新氏： 現在の作業文書は、まだ修正履歴付きの段階で残っている状況である。これは何故かという、前回会合までに寄せられた各国等からの提案のテキストをそのまま張り付けた・コンパイルした状況であるためである。前回の会合でテキストの一つ一つをレビューする時間がなかったため、そういった意味で、今回の会合ではテキスト一つ一つをレビューして、会合として合意できる形、修正履歴を反映してテキストを作りたいというのが、第一点目の提案である。

また、GPMテキストとしてどうかという点については、こちらはBR局長に検討のサマリーを提出するという事となっているため、その内容に基づいて、BR局長がGPM報告に反映することとなると思う。ご指摘のとおり、もう少し分かりやすい形でできればよいが、残念ながら、過去二年の議論の状況を踏まえると、まだ交通整理・綺麗な形でまとめることができない状況である。ご指摘の点は会合でも課題提起を行いたいと思うが、まずは冒頭にお伝えした現状の修正履歴のテキストをできるだけ安定化させ、その内容に基づいてサマリー等を簡潔なものに作って行く必要があるということとを会合の後半で課題提起して、この点については、残りの6月、10月のWP 5D会合で対処するという事とさせてもらえればと考えている。

橋本構成員： これは無線通信局長へのノートとしてアウトプットを作成するわけであり、GPM報告そのものではないため、異なっているのもよいというのは一つの理屈ではあるが、文書の性質が何であろうと分かりやすくすることが目的である。最終的には無線通信局長報告としてWRCに提出されることとなる場合にも、分かりやすさは求められるため、新氏から章ラポータの立場として発言を行っても構わないと思うため、そのことも念頭に置いてドラフトが少しずつよい方向に持って行くように会合で対処されるとよいと思う。

新氏： 了。章ラポータの立場もあるが、本件を取り扱っているWP 5Dの中のSWGの議長を私が務めているため、その立場でもご指摘の点はしるべき方向付けを行えればと考えている。

橋本構成員： 了。大いに指導力を発揮して、よい方向に持って行ってほしい。

三瓶主査： アクティブ・アンテナ自体は、3GPPでe. i. r. p. (等価等方輻射電力)を主体に電力を規定しているのに対して、(ITUではRRで)電力の

規定がまだ残っていてそれをどう解釈するかということも議論されていると思うが、この議論がいろいろ出ているポイント・要点を説明してもらえるか。

新氏： 私の考えている一番の問題は、RR第21.5条の規定に+10 dBWという最大電力の規定があり、これについて、IMT無線局に対してどう適用すべきかどうかにしてある。ある勢力は、衛星の宇宙局の受信を保護する上では+10 dBWは適切な規定であるとし、+10 dBWを無線局のTRP（総輻射電力）として解釈して規定すればよいという考え方である。もう一方の勢力は、この+10 dBWというのは、今後のIMT無線機の展開を考えると、過度な制約になる可能性があると思っていて、アクティブ・アンテナ・システムを構成する一無線局当たりの規定と解釈すれば過度な制約にならないと考えている。その意味で、大きく二つの流れがある。その部分があるため、なかなか意見収束・集約が進まない状況になっていて、議論が進んでいないという状況である。

三瓶主査： ただそれが決まった段階は、アクティブ・アンテナが主体的に使われるという状況がない時代に設定されたもので、それに対してアクティブ・アンテナが使われる時代になったという点で、そこをどう整合性を取りつつも、変な制約条件にならないということが重要であると思うが、その辺りの議論はどうなっているのか。

新氏： まさにそういったところが議論ポイントの一つである。最終的には、衛星通信システムの宇宙局への干渉の影響がありやなしやという観点で意見が割れていて、既存の規定を現状のアクティブ・アンテナ・システムに対してどう当て嵌めていくかで意見がまだ割れている状況である。

三瓶主査： ただ宇宙局に対する影響は、あくまでe. i. r. p.（等価等方輻射電力）が影響するのではないかと思うが、そこであえて電力を規定する理由はどこにあるのか。

新氏： 衛星局への受信ということで、複数の地上の無線局からのアグリゲート干渉を考慮する。したがって、地上の無線局から衛星局に対しては、地上の無線局の設置状況によって方向が特定できないため、その意味で、平均的、一無線局の送信電力をアンテナ利得を考慮しないように丸めて、その分アグリゲートの干渉の影響を考慮して規定するというのが、RR第21.5条の規定の発想である。そのため、それを踏襲する方で今回、議論が進んでいる状況である。

三瓶主査： 了。干渉としてはビームパターンにいろいろな状況があるため、それをどう考えるかということが、まとまっていないということ

か。
新氏： 然り。その考慮が難しいため、TRP（総輻射電力）で考えようとい
うことである。
三瓶主査： 了。

【資料地－68－3－5】

「固定衛星業務（地球から宇宙）と7025-7125 MHz帯において運用されるIMTシス
テムとの共用検討」について、KDDIの今田氏から説明がなされ、特に質疑なく、承
認された。

(4) ITU-R SG 5 WP 5B 第28回会合及びWP 5D 中間会合の対処方針案について

【資料地－68－4】

ITU-R SG 5 WP 5B第28回会合及びWP 5D中間関連会合の対処方針（案）について、
事務局から説明が行われ、特に質疑なく承認された。

(5) その他

参考資料について、事務局から説明があった。

以上